

周防大島町告示第74号

平成18年第4回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年11月20日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成18年11月27日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

平村 真成君

松井 岑雄君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

魚谷 洋一君

黒田 壇豊君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

応招しなかった議員

平成18年 第4回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成18年11月27日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成18年11月27日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第5 議案第2号 平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結について
- 日程第6 議案第3号 公有水面埋立ての免許について(戸田~津海木間)
- 日程第7 議案第4号 公有水面埋立ての免許について(出井~家房間)
- 日程第8 発議第3号 議会の委任による町長の専決処分事項の一部改正について
- 日程第9 常任委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第5 議案第2号 平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結について
- 日程第6 議案第3号 公有水面埋立ての免許について(戸田~津海木間)
- 日程第7 議案第4号 公有水面埋立ての免許について(出井~家房間)
- 日程第8 発議第3号 議会の委任による町長の専決処分事項の一部改正について
- 追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

日程第9 常任委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第5 柳井地区広域事務組合議会議員辞職の件

追加日程第6 柳井地区広域事務組合議会議員の選挙

日程第11 議員派遣の件について

出席議員（25名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君	税務課長	橋本 澄夫君
契約監理課長	平田 好男君		

午前9時30開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成18年第4回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番、松井岑雄議員、15番、黒田壇豊議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

・ ・

日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成18年第4回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙な折にもかかわりませず、早朝より御参集を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本臨時会に提案しております案件は、工事請負契約等の締結に関するもの2件、公用水面埋立ての免許についての2件であります。

議案第1号は、平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は、有限会社菊田工業と契約をし、工事を進めておりましたが、このたび、施工方法の変更により原契約を減額をし工事請負変更契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、広島市東区の鉄建建設株式会社広島支店が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために、議会の議決をお願いするものであります。

議案第3号は、公有水面埋立ての免許について（戸田～津海木間）であります。

県道大島環状線、戸田 津海木間の道路整備が行われることに伴いまして、その地先の公有水面埋立てについて異議なしとの答申をしようとするものであります。議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第4号も、公有水面埋立ての免許について（出井～家房間）であります。

県道大島環状線、出井 家房間の道路整備が行われることに伴い、その地先の公有水面埋立てについて異議なしとの答申をしようとするものであり、議会の議決をお願いをするものでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは、提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4 議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案第1号平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第1号平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負変更契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、平成18年3月23日に有限会社菊田工業と契約を締結いたしました。明許繰り越しの承認を受けまして平成18年度の工期内完成に向けて進捗を図っているところでございますが、このたび、施工方法の変更が生じたことに伴いまして、請負代金の減額をする変更請負契約を締結しようとするものでございます。

当初、防波堤の上部コンクリートを海上運搬で打設することといたしておりましたが、施工現場まで仮設足場を設置しポンプ打設とした方が風波に影響されることなく施工効率がよいということから、工法を変更するというものでございまして、この変更に伴いまして、請負代金を減額することが必要となりました。したがって、原契約6,294万8,550円を553万9,800円減額いたしまして、5,740万8,750円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

補足的に申し上げますが、当初議決から第1回の変更を専決処分で行っておりまして、その件につきましては、既に6月の定例議会におきまして報告をいたしておるところでございます。そういうことでございますから、当初の請負変更金額から1度専決処分による変更を行っておりまして、それからさらに今回の変更を行うというものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負変更契約について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5・議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第2号平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第2号平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案件は、平成18年11月15日に9社で入札会を行った結果、鉄建建設株式会社が7,998万円で落札をいたしましたので、落札価格に消費税の額を加えました8,397万9,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、幅6メートル、長さ20メートルの浮棧橋、浮棧橋を係留するくい、幅員3メートル、長さ15メートルの連絡橋の製作、設置となっております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参考までに申し上げますと、工期は本契約の締結の翌日から平成18年3月30日を予定をいたしております。入札指名業者につきましては、15社でございましたが、入札の辞退が6社ありまして、入札に参加したのは9社ということでございます。（「19年」と呼ぶ者あり）あ、済みません、19年の3月30日を予定をいたしております。そうですね、工期は、済みません、本契約の締結の翌日から19年の3月30日でございます。訂正いたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、今回、指名審査会として、いわゆる工事においては、前回否決された部分の工事の再議会議決ということになるわけですが、実際的に今回、指名業者の選定に当たって実際、前回、各議員から出されたのは、基本的には清潔な、いわゆる疑いのない業者をとということで議会から聞かされた、意見が出されたというふうに私も承知をしておりますし、執行部も承知しておろうというふうに思います。その点で、今回、指名選定に当たっての基準について質問したいというふうに思います。各ある業者から、確かにかなりの辞退があるものの、一定程度の指名枠を広げ、実際的に指名競争入札をやられたというふうに思われますが、実際、指名選定の基準に当たってはどのような考え方でやられたのか、当然点数等もあるというふうに思いますから、含めて清潔度等について答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） はい、椎木助役。

助役（椎木 巧君） 3月定例会で議員各位から御指摘をいただきました業者の透明度と申しますが、疑惑が持たれておるような業者を排除すべきだということが前回の大きな御指摘だったと思っております。今回につきましては、そのような疑いがあるような業者につきましてはすべて、もう、排除した上で選定委員会の中で指名審査委員会の中で決定をしたと、それを町長さんの方に報告したということでございます。

それと、選定基準でございますが、特殊な物件でございますので、単なる土木一般、土木のみの（経審）の点数のみでなくて、工構造物と土木と両方の点数に線引きを行いまして、それ以上の業者の中から、なおかつ透明度の高いという業者を選定いたしたということでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第6・議案第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第3号公有水面埋立ての免許（戸田～津海木間）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。はい、椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第3号公有水面埋立ての免許について（戸田～津海木間）でございますが、この免許につきまして補足説明を申し上げます。

主要県道大島環状線は一般国道437号線及び主要県道橋東和線とともに、周防大島町における重要な幹線道路でございます。当該地区は海に山が落ち込む形でせり出しておる地形となっておりまして、その地形による制約から、道路幅員は狭いところで5メートルしか確保されていないため、対向車との離合にかなりの注意を要するという状況でございます。

本案は、平成18年度から平成22年度におきまして、山口県が周防大島町大字戸田 津海木間の道路整備をすることに伴いまして、公有水面埋立法第3条第4項の規定によりましてお諮り

をするものでございます。

事業内容につきましては、整備延長が747メートル、道路幅員が、車道が片幅3メートルの2車線6メートル、路肩が1メートルと0.5メートル、歩道が2.5メートルで、完成後は全幅10メートルの道路となる予定でございます。交通機能を向上し、また、交通安全を確保するとともに、道路前面の護岸を再構築することによりまして国土の保全と民生安定に資することを目的として実施するというところでございまして、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

なお、免許の出願年月日は平成18年の7月21日に出願をいたしましたものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号公有水面埋立ての免許（戸田～津海木間）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7・議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第4号公有水面埋立ての免許（出井～家房間）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。はい、椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第4号公有水面埋立ての免許について（出井～家房間）につきまして補足説明を申し上げます。

主要県道大島環状線は、先ほども申し上げましたとおり、一般国道と国道437号と主要県道であります橋東和線とともに非常に重要な幹線道路ということでございます。先ほどの戸田 津海木間と同じく大変山が磯にせり出しておりまして、交通危険箇所が多数存在をいたしておるのが出井 家房間でございます。また、道路幅員も今現在は5メートルと非常に狭く、歩道も未整備でございまして、対向車と歩行者または自転車が非常に危険な状態で離合しているという状況

でございます。

本案でお願いしております工事につきましては、平成18年度から平成23年度におきまして山口県が出井 家部屋の道路整備をするということに伴いまして、公有水面の埋立てをお願いするものでございます。

事業内容につきましては、延長1,300メートル、道路幅員は先ほどと同じでございますが、片幅3メートルの2車線、路肩付近が1.5メートルと0.5メートル、歩道が2.5メートルで、全幅10メートルの道路を予定しております。

地域の経済の活性化を図るためにも、ぜひとも重要な事業でございますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号公有水面埋立ての免許（出井～家房間）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。資料の配布をいたしますので。

午前9時45分休憩

.....
午前9時46分再開

議長（新山 玄雄君） はい、それでは再開をいたします。

日程第8．発議第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、発議第3号議会の委任による町長の専決処分事項の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 趣旨説明を行いたいと思います。

今回の議案につきましては、訴訟を起こす起こさないという条件が多少場合によって変わって

くるということが特徴でございます。ここに書いておりますように、通常の訴訟に比べて、支払い督促を起こすということが大変簡素で、行政にとりましては大変便利なものだというふうにとらえております。留意点といたしましては、なぜ訴訟が起こるか起こらないかということにつきましては、異議の申し立てがあった場合につきましては、支払い督促の申し立て時点にさかのぼり、裁判所での通常訴訟を行うことになるということが大きな問題点でございます。そういうことで、議会の議決を必要とする案件ということになるかどうかと思います。

どうぞ、議員各位におかれましては、このことを十分に御理解をいただきまして、この議案についての賛成をお願いいたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今まで議決を要したものを議決なしで専決処分をしたいということですけども、具体的に、これがなかったばっかりに困ったことがあることがあるのか、また、将来にわたってこれを専決処分しないと迅速に行えないということが考えられるのかどうか、その2つをちょっと質問ときます。

議長（新山 玄雄君） 前で。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 訴訟を起こすというのは議会議決が要るわけですね。だから、この支払い督促を起こしてそのまま債務者に対して異議がなければ、そのまま今の強制執行ができるわけですが、異議があるということになりますと、どうしても裁判せんにやいけんようになるんですね。だから、その裁判の、ほたら時点がどこかちゅうていうたら、支払い督促を起こしたとき、それから日にちがさかのぼるわけですよ。ほたら、さかのぼった場合に裁判が起こるちゅうていうことは、議会としては、また日にちをさかのぼってちゅうてから日にちを、あんだ、さかのぼるわけにはいかんでしょ。やから、この専決処分をしていただいた時点で、専決処分をすることで、そのさかのぼった日にちを解消しようということなんです。わかりますかね、わからん。（発言する者あり）

あ、ほいじゃけえ裁判をするためには議会議決が要るんじゃ。じゃから、支払い督促を起こした、役場が支払い督促を起こしたところは、そのままその債務者が、いいですよ、認めますよ、て言やあ、それでええんですよ。ほじゃが、わしゃ異議があるというふうに言われたときには、支払い督促を起こしたところへ戻って、日にちが戻って裁判をするということになるからね。そのギャップがあるんですね。じゃけ、ギャップがあるちゅうていうことは、役場としても議会議決をせんうちに裁判になったちゅうていうたら、そりやまた片手落ちじゃないかということになるんで、どうしても専決処分で対応せんにやいけんということになるんですよ。

よろしいですかね。

議長（新山 玄雄君） はい、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 申しわけない、ちょっと僕もよくわからなかったんで僕、質問したんですが。ということは、この専決処分をしなかつ 今、だから今までもそうですけども、しないと、いわゆる支払い督促はできないと、議決がないとできないというふうに解釈していいわけですか。

議員（5番 荒川 政義君） いや、裁判ができません。

議員（6番 浜戸 信充君） それはできるわけですか。

議員（5番 荒川 政義君） 支払い督促ができるんですけど裁判ができません。

そやから、いや、徴税 。今までは、この抗議権ですか、徴税組合がやって、きちっと対応しよったんですが、今度はなくなったでしょ、解散してから。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと具体的に言うたら、どこがどう変わるわけですか、じゃあ。

議員（5番 荒川 政義君） ちょっと、あのね、制度としてね、制度として、ここんところをよう読んでもらえたらわかるんですがね。異議の申し立てがなされた場合は、支払い督促の申し立て時点にさかのぼりになるんよね。日にちが、例えば12月1日に支払い督促を起こしたとするじゃない、そしたら、1週間後ぐらいになってね、いや.....。

議員（6番 浜戸 信充君） それは、この今のそのこの下の留意点については、専決処分をしようがしまいがここに返るわけでしょ、それは、裁判の制度上。

議員（5番 荒川 政義君） ほいじゃけ、それがわかっちゃったらね、裁判を、ほいじゃけ、さかのぼって、例えば12月1日に支払い督促を起こして、異議の申し立てが1週間後にあった場合に、12月1日に戻って裁判になるわけです。ほなら、専決処分しちよかんにゃね、その12月1日に戻れんじゃないですか、はあ。わかる。議会議決が要るんじゃけえ、本当は。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、裁判 ちょっとこれ、議長、申しわけない。これ、ちょっとすごくこれは大事なことで（「大事なこと」と呼ぶ者あり）。

議長（新山 玄雄君） （「休憩を」と呼ぶ者あり）暫時休憩。

午前9時53分休憩

.....
午前10時03分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、本会議を再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の立場から討論をいたします。

実はね、今、税務課長が全員協議会で説明したような基本的には流れになります。しかし、今の状況をどうとらえるんかということで私は反対の立場から討論したいというふうに思います。

まず第1点は、滞納が起こる原因等を考慮すれば、滞納イコールすべてが悪だという立場には私は立っておりません。これが1点です。

もう一点は、今、税務課長が、いわゆるこういうシステムは時流の流れだという言い方をしました、全協で。しかし、実際的には時流の流れどころか、やはり基本的な町の職員の皆さん方と、それをする基本的な、利用する町民の皆さん方がどれだけ協議していくか、やっぱり親切丁寧な対応が必要と。その中で、理解を得、そして徴収していく、これが本来の流れであります。

次に、実際的にどういう問題があるかという点で討論します。

まず、今回の条例を見ますと、公共賃貸住宅の管理上という条文になっております。条文の一部にですね。この管理上とは何を指すかという点であります。この点では、条例の中で今まででも、周防大島町条例、大島町町営住宅及び一般住宅条例の18条及び41条の中で、基本的には、これは対応できるようになっております。この条例をもとに対応するのが職員の責任であります。当然、対象となる、先ほど言いましたように、町民との十分な協議が現実に必要な点であります。

2点目は、税外収入金いう場合に何を指すかという点であります。例えば、税外ですから一般的には保育料金、下水料金また下水分担金、介護保険料や水道料及び住宅使用料、これらがあるというふうに思われますが、この条例を見る限りでは、今回、提案されてた中身を見る限りにおいては、文面上は税外収入金一般を指すようになっております。これが2点目です。

3点目、だれがいつ滞納の処理が必要と判断するかという点であります。この点では、御承知のように、私たち議員の立場からすれば、決算審議のときにあらわれてくる当年度未収金額がその滞納額としてあらわれてくるということになります。ほいじゃあ、そうなると一体だれがどこまでの滞納処理、いわゆる通算、いわゆる出発点、それをだれが判断するのかということになってきます。この乱用が起これば、当然かなりの混乱が起こります。先ほど、えーと、いわゆる異議申し立て云々ということが言われますが、実際的に、町民が、いわゆる先ほどからの通知を見忘れたとしたら、異議申し立てがそのまま、いわゆるなく、実際的には強制執行の対象になる、ということになります。そうすると、実際的にはそれに伴い、町民のいわゆる動産及び不動産が強制執行の対象になり、債権及び財産、これが強制執行の対処の流れになる、いう混乱が起こります。今、周防大島町が合併して2年になりますが、こういう、いわゆる町民からの取り立ての方向を

望んでおられるのかどうなのかが問題なんです。やっぱりきちっと対話をもっとするべきだ、これが町民の、私は、思いではないか、そんな中で不十分さがあれば、やっぱりきちっと対話してから、その裁判に頼らんでもやるべき方法を、私は、ある。どこまでがそこに入るのかというのが、今の状況じゃ、非常に執行部のさじかげん一つで条例が生きてくるといっておそれがあるということが危惧されます。ですから私はこの点では、やはりもっと慎重な取り扱いが必要だというふうに考えております。

以上の立場から、今回の発議案については賛成しかねるということを確認しておきたいと思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありませんか。

ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第3号議会の委任による町長の専決処分事項の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。次の会議は、 10分休憩いたします 20分。

午前10時09分休憩

.....
午前10時22分再開

議長（新山 玄雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

久保副議長、議長席に登壇を願います。

〔議長降壇、副議長登壇〕

副議長（久保 雅己君） それでは、新山玄雄議長から、議長の辞職願が提出されています。

追加日程第1．議長辞職の件

副議長（久保 雅己君） お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、新山玄雄議長の退場を求めます。

〔議長 新山 玄雄君退場〕

副議長（久保 雅己君） お諮りします。新山玄雄議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、新山玄雄議長の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔議長 新山 玄雄君入場〕

副議長（久保 雅己君） ただいま議長が欠けました。

・ ・

追加日程第 2 . 議長の選挙

副議長（久保 雅己君） お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。（「投票と推薦があるんじゃないですか」「推薦」と呼ぶ者あり）

〔議場閉鎖〕

副議長（久保 雅己君） ただいまの出席議員数は 25 名です。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人、1 番、安本貞敏議員、2 番、伊東梅芳議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

副議長（久保 雅己君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでは公職選挙法第 68 条の 2 第 4 項の案分する規定は準用されていないので、同法第 68 条第 1 項第 8 号の「公職の候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの」に該当し、無効票となりますので、氏名を確実に記入されますよう特に御注意申し上げます。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

議員（8 番 神岡 光人君） 候補者の名前がはっきりわからんのですから、ひとつ……（「だ

れを書いてもいい」と呼ぶ者あり)いやいや、そりゃ、立候補する人が意思表示をしちよるんじやけえそれ以外を書くわけにいかんじゃろうが。(「そりゃそうだ」と呼ぶ者あり)そうじゃろ。何をつまらんことを言よるんか、おまえ。

副議長(久保 雅己君) 暫時休憩します。

議員(8番 神岡 光人君) はい。

午前10時37分休憩

.....
午前10時39分再開

副議長(久保 雅己君) 再開します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(久保 雅己君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長(久保 雅己君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番 安本 貞敏 議員	2番 伊東 梅芳 議員
3番 土手 正喜 議員	4番 平野 和生 議員
5番 荒川 政義 議員	6番 浜戸 信充 議員
7番 杉山 藤雄 議員	8番 神岡 光人 議員
9番 田村 三郎 議員	10番 伊藤 秀行 議員
12番 平村 真成 議員	13番 魚谷 洋一 議員
14番 松井 岑雄 議員	15番 黒田 壇豊 議員
16番 広田 清晴 議員	17番 魚原 満晴 議員
18番 富田 安英 議員	19番 木村 潔 議員
20番 中本 博明 議員	21番 平川 敏郎 議員
22番 田中隆太郎 議員	23番 小田 貞利 議員
24番 尾元 武 議員	26番 新山 玄雄 議員
25番 久保 雅己 副議長	

.....

副議長（久保 雅己君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。安本議員、伊東梅芳議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（久保 雅己君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 25 票、有効投票 25 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、新山議員 24 票、広田議員 1 票。

この選挙の法定得票数は 7 票です。したがって、新山玄雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（久保 雅己君） 新山玄雄議員が議長におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

新山玄雄議員、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） どうもありがとうございました。身の引き締まる思いでございます。

先ほど、申し上げましたように、皆さんとともにこの議会を運営をしてみたいと思います。公平公正な議会、そして住民に信頼される議会を目指していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく御指導と御鞭撻をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

副議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、副議長の職務をすべて議了いたしました。

新山議長、議長席に登壇願います。

議長（新山 玄雄君） どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩時間は 11 時まで。

午前10時48分休憩

.....
午前11時02分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいですか。それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

久保雅己副議長から副議長の辞職願が提出されています。

追加日程第 3 . 副議長辞職の件

議長（新山 玄雄君） お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、久保雅己副議長の退場を求めます。

〔副議長 久保 雅己君退場〕

議長（新山 玄雄君） お諮りします。久保雅己副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、久保雅己副議長の副議長の辞職を許可することに決定しました。

入場してください。

〔副議長 久保 雅己君入場〕

議長（新山 玄雄君） ただいま副議長が欠けました。

・ ・

追加日程第4 副議長の選挙

議長（新山 玄雄君） お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（新山 玄雄君） ただいまの出席 閉鎖してください。（発言する者あり）今度はよろしいでしょ。（発言する者あり）暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....
午前11時06分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。

ただいまの出席議員数は よろしいですかね。（「進めてください」と呼ぶ者あり）25名

です。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、土手正喜議員、4番、平野和生議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

議長（新山 玄雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでは公職選挙法第68条の2第4項の案分する規定は準用されていないので、同法第68条第1項第8号の「公職の候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの」に該当し、無効票となりますので、氏名を確実に記入されますよう特に御注意申し上げます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） はい、配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（新山 玄雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 安本 貞敏 議員	2 番 伊東 梅芳 議員
3 番 土手 正喜 議員	4 番 平野 和生 議員
5 番 荒川 政義 議員	6 番 浜戸 信充 議員
7 番 杉山 藤雄 議員	8 番 神岡 光人 議員
9 番 田村 三郎 議員	10 番 伊藤 秀行 議員
12 番 平村 真成 議員	13 番 魚谷 洋一 議員
14 番 松井 岑雄 議員	15 番 黒田 壇豊 議員
16 番 広田 清晴 議員	17 番 魚原 満晴 議員
18 番 富田 安英 議員	19 番 木村 潔 議員
20 番 中本 博明 議員	21 番 平川 敏郎 議員
22 番 田中隆太郎 議員	23 番 小田 貞利 議員
24 番 尾元 武 議員	25 番 久保 雅己 議員
26 番 新山 玄雄 議長	

.....

議長（新山 玄雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ありませんね。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。土手議員、平野議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（新山 玄雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 25 票、有効投票 25 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、久保議員 17 票、富田議員 6 票、広田議員 1 票、これは何、神岡議員ですね、ごめんなさい。神岡議員 1 票、失礼しました。

この選挙の法定得票数は 7 票です。したがって、久保議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（新山 玄雄君） 久保雅己議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

久保雅己議員、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。どうぞ。

副議長（久保 雅己君） ただいま、副議長に再任されましたこと、大変喜びに存じております。議長を補佐し、議会運営がスムーズにいくよう一生懸命頑張るつもりでございます。どうぞ、皆様方の絶大なる御支援、御協力を賜りますよう切にお願いいたします。

本日はありがとうございました。

日程第 9 . 常任委員会委員の選任について

議長（新山 玄雄君） 日程第 9、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

選任の方法は、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、皆様からの希望をとり、調整して選任をしたいと思います。また、委員会条例第 2 条の規定により、総務文教常任委員会は 10 名となっておりますが、議員 1 名欠員のため、9 名で構成したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、皆様からの希望をとり、調整し、選任をいたします。

総務文教常任委員会 9 名、民生常任委員会 8 名、建設環境常任委員会 8 名です。各議員は第 1 希望、第 2 希望を、後ほど配布いたします用紙に御記入され、提出願います。

暫時休憩します。時間があれですが、1 時まででいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、

1時まで休憩します。

午前11時15分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいでしょうか。それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員の選任につきましては、いろいろ検討いたしました結果、次のとおり決しましたので、事務局より朗読させます。

事務局長（坂本 薫君） 各常任委員を申し上げます。

総務文教常任委員会委員、土手正喜議員、平野和生議員、杉山藤雄議員、伊藤秀行議員、木村潔議員、平川敏郎議員、尾元武議員、久保雅己議員、新山玄雄議員。

民生常任委員会委員は、安本貞敏議員、荒川政義議員、魚谷洋一議員、松井岑雄議員、広田清晴議員、魚原満晴議員、富田安英議員、小田貞利議員。

建設環境常任委員会委員、伊東梅芳議員、浜戸信充議員、神岡光人議員、田村三郎議員、平村真成議員、黒田壇豊議員、中本博明議員、田中隆太郎議員。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 以上が各常任委員会の委員であります。各常任委員会において、正・副委員長の互選を願います。

日程第10．議会運営委員会委員の選任について

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員定数9名であります。各常任委員会は3名の議会運営委員の選出を願います。また、選出されました議会運営委員において、議会運営委員会の正・副委員長の互選を願います。

暫時休憩いたします。次は、大体決まってからですから30分程度、今の委員長、副委員長が決まってから再開いたしますので、暫時休憩いたします。

午後1時05分休憩

午後1時50分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員及び各常任委員会並びに議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長（坂本 薫君） それでは、議会運営委員を申し上げます。

伊藤秀行議員、尾元議員、木村議員、荒川議員、広田議員、小田議員、中本議員、田中議員、黒田議員です。

続きまして、各常任委員会の正・副委員長を報告します。

総務文教常任委員長伊藤秀行議員、同副委員長尾元武議員。民生常任委員長魚原満晴議員、同副委員長魚谷洋一議員。建設環境常任委員長中本博明議員、同副委員長田中隆太郎議員。議会運営委員長荒川政義議員、同副委員長小田貞利議員。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 以上、議会運営委員及び各常任委員会並びに議会運営委員会の正・副委員長であります。よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後 1 時51分休憩

.....
午後 2 時00分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいでしょうか、それでは、再開をいたします。

伊藤秀行議員から柳井地区広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

追加日程第 5 . 柳井地区広域事務組合議会議員辞職の件

議長（新山 玄雄君） お諮りします。柳井地区広域事務組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 5 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域事務組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 5 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 5、柳井地区広域事務組合議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、伊藤秀行議員の退場を求めます。

〔 1 番 伊藤 秀行君退場〕

議長（新山 玄雄君） 伊藤秀行議員の柳井地区広域事務組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、伊藤秀行議員の柳井地区広域事務組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

ただいま ちょっと入ってもらって。

〔議員 伊藤 秀行君入場〕

議長（新山 玄雄君） ただいま、柳井地区広域事務組合議会議員が欠けました。

追加日程第 6 . 柳井地区広域事務組合議会議員の選挙

議長（新山 玄雄君） お諮りします。柳井地区広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 6、柳井地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

柳井地区広域事務組合議会議員に土手正喜議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました土手正喜議員を柳井地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました土手正喜議員が当選されました。

土手正喜議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

日程第 11 . 議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第 11、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときには、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成18年第4回周防大島町議会臨時会を閉会します。

事務局長（坂本 薫君） 御起立を願います。一同、礼。

午後2時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

副 議 長 久保 雅己

署名議員 松井 岑雄

署名議員 黒田 壇豊

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員